

役員報酬・費用弁償規程

(目的)

第1条 この規定は、理事及び監事（以下、役員という。）の報酬及び費用弁償に関する必要な事項を定める。

(報酬の支給)

第2条 理事会に出席した役員に対して報酬を支給する。但し、理事のうち理事長は別に定める理事長報酬規程に基づく報酬を支給し、当報酬は支給しない。

2 役員が評議員会に出席した場合は、理事会の支給額とする。

3 監査を行った監事に対して報酬を支給することができる。

(費用弁償)

第3条 役員が前条の職務遂行にあたり負担した交通費にかかる費用を弁償する。

(支給額)

第4条 報酬及び費用弁償の支給額は下記のとおりとする。

出席報酬	1回あたり	3,000円
監事監査報酬		5,000円
費用弁償	1回あたり	1,000円（片道10キロ以内の役員）
	1回あたり	2,000円（片道10キロを超える役員）

(支給日)

第5条 報酬及び費用は、原則、出席または監査を行った毎に支払う

(改 廃)

第6条 この規定の改廃は評議員会の議決を得て行う。

附 則

この規定は平成31年4月1日から施行する。

評議員報酬・費用弁償規程

(目的)

第1条 この規定は、評議員の報酬及び費用弁償に関する必要な事項を定める。

(報酬の支給)

第2条 評議員会に出席した評議員に対して報酬を支給する。

(費用弁償)

第3条 評議員会に出席した評議員に対して費用を弁償する。

(支給額)

第4条 報酬及び費用弁償の支給額は下記のとおりとする。

出席報酬	1回あたり	3,000円
費用弁償	1回あたり	1,000円 (片道10キロ以内の評議員)
	1回あたり	2,000円 (片道10キロを超える評議員)

(支給日)

第5条 報酬及び費用は、原則、出席を行った毎に支払う

(改 廃)

第6条 この規定の改廃は評議員会の議決を得て行う。

附 則

この規定は平成31年4月1日から施行する。